

# 公 告 (委託業務・事前審査型)

本入札の入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。  
この入札は、郵便入札により行います。別添の「郵便入札時の注意事項について」を参照してください。

平成31年2月15日

佐賀県道路公社 理事長 副島 良彦

一 業務の概要	
1 発注機関	佐賀県道路公社
2 発注工種	電気通信工事
3 発注区分	条件付一般競争入札・事前審査型
4 委託業務名	委第1号 電気設備保守点検業務委託
5 履行場所	三瀬トンネル 福岡市早良区大字曲淵～佐賀市三瀬村三瀬 巖木多久道路 唐津市巖木町中島～多久市北多久町大字多久原 東脊振トンネル 神埼郡吉野ヶ里町松隈
6 業務内容	防災施設等の電気設備保守点検業務（定期点検 1回/年）
7 履行期間	平成31年3月16日から 平成32年3月15日
二 入札参加資格に関する事項	
1 入札参加資格	佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、電気通信工事A級の決定を受けていること。
2 地域要件	北部九州(長崎県、佐賀県、福岡県) に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。
3 同種業務の実績(会社)	有 道路トンネル非常用設備の保守点検を主たる業務として発注された委託業務について、平成20年4月1日から、当該案件の公告の日までに元請として完了した実績(特定建設業共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)を有すること。
3 同種業務の実績(技術者)	無
三 入札参加資格確認申請書の受付期間・場所	
1 受付期間	平成31年2月18日(月) から 平成31年2月22日(金) まで (県の休日は除く)の9時から17時まで(最終日にあつては16時まで)
2 受付場所	佐賀県道路公社
四 提出資料の受付期間及び送付場所	
1 提出資料	①同種業務の実績調書及び事実を証する書類 ※ 提出資料の送付方法については、「4 提出資料の送付方法等」によること。
2 受付期間	平成31年2月18日(月) から 平成31年2月22日(金) まで (県の休日は除く)の9時から17時まで(最終日にあつては16時まで)
3 送付場所	佐賀県道路公社 〒849-0925 佐賀市八丁畷町8-1 佐賀総合庁舎2F
五 問い合わせ先等	
1 公告に関する質問期限	平成31年2月25日(月) までに送付してください。
2 質問に対する回答期限	平成31年2月28日(木) までに佐賀県ホームページに掲載します。
3 問い合わせ先	佐賀県道路公社経営管理課
メールアドレス	mailto: dokan-3@vip.saganet.ne.jp
電話番号	(送る前に、アドレスを再確認してください。) 0952-20-2040

六 入札参加資格確認通知等		
1 入札参加確認通知	平成31年2月26日(火)	に通知します。
2 入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合の不服申立期限	平成31年3月4日(月)	までに佐賀県道路公社に書面で提出すること。
七 入札書の受付期間、受付場所及び入札年月日		
1 提出書類(入札書等)	①入札書 ※ 提出書類の送付方法については、「6 入札書等の送付方法等」によること。	
2 受付期間	平成31年3月7日(木) まで (県の休日は除く)の9時から17時まで	
3 受付場所	佐賀県道路公社 〒849-0925 佐賀市八丁畷町8-1	
4 入札の日時及び場所		
日時	平成31年3月8日(金)	10時00分
場所	佐賀県道路公社 (佐賀市八丁畷町8-1 佐賀総合庁舎2F)	
	入札に出席しなかった場合、「欠格」となるので注意してください。	
八 その他		
1 最低制限価格設定	有	
最低制限価格の算定準用	有	
	この業務の最低制限価格については、佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領4-(1)-(7)に基づき諸経費を簡便法により積算する業務の算出方法に準じて算出している。	
2 再資源化の有無	無	
3 重複発注について	無	

◆佐賀県の入札に参加するため要件及び注意事項等は以下のとおりです。

1 入札参加資格等に関する事項(入札に参加するものは、以下の要件を満たす必要があります。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (3) 本業務の入札参加資格確認申請書(様式第1号)提出期限日の6ヶ月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (4) 本業務の開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格確認申請書を再度提出し、公告に記載している入札参加資格の決定を受けた者を除きます。
- (5) 本業務の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者(会社)。
- イ 一方の会社の役員(株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持株会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。)が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
- ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

- (6) 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

## 2 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

佐賀県道路公社会計規程第75条第3項の規定により免除します。

### (2) 契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県道路公社会計規程第78条第3項の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。※請負金額が100万円未満の場合は、佐賀県道路公社会計規程第78条第3項第3号の規定により免除します。

## 3 落札者の決定方法等

- ① 予定価格の制限の範囲内の価格で「佐賀県道路公社最低制限価格制度事務処理要領」の規定による最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

## 4 提出資料(四-1-①～②)の送付方法等

持参してください。

また、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

## 5 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、通知します。

よって、本業務の入札に参加できるものは、入札参加資格の確認通知(資格有)の確認通知を受けた者に限ります。

## 6 入札書等(七-1-①)の送付方法等

入札書等については、公告の受付期間までに、公告に掲載している受付場所に配達日(到着日)を指定でき、かつ書留郵便等により配達記録が残る方法で郵送してください。また封筒には、「業務名」及び「入札書等在中」と朱書きしてください。

なお、持参での受付は行いません。

また、不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、「失格」となるので注意してください。

## 7 その他

- ① 入札金額を見積もった結果、入札を辞退することとした場合は、辞退届を提出してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。
- ② 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104条)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化が義務付けられた業務委託の場合は、入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について設計図書等に記載された処理方法等により積算した上で入札してください。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行ってください。
- ③ 入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。なお、説明を求める場合は、公告に記載している期限までにその旨を記載した書面を提出してください。
- ④ 前金払 無
- ⑤ 部分払 有
- ⑥ この業務委託では、作業管理者を設定すること。
- ⑦ 入札時には、2回目以降を想定した書類を準備しておくこと。
- ⑧ 入札心得については、別添資料。
- ⑨ 落札決定後の契約手続きについて  
落札者の決定を受けた方は、下記により契約の手続きを行ってください。

提出先(発注機関)	佐賀県道路公社経営管理課 (佐賀市八丁畷町8-1 電話: 0952-20-2040)
契約書提出期限	落札決定の日から5日以内(土・日・祝日を除く)
契約保証金提出期限	落札決定の日から5日以内(土・日・祝日を除く)
工程表の提出期限	契約締結の日から5日以内(土・日・祝日を除く)
着工届提出期限	着工後5日以内